
第5章 高齢者保健福祉施策・介護保険事業の推進方策

1. 生きがいづくりの推進と社会参加の支援

(1) 生きがいづくりへの支援

高齢期においても住み慣れた地域社会で、充実した心豊かな暮らしを送るためには、元気な高齢者の方々が、その豊富な経験や能力を生かしながら、様々な社会活動、生涯学習やスポーツ活動等へ積極的に参加し、生きがいを持って生活していくことが重要です。

老人クラブでは、平成22年度から、若手中心の保健部会が立ち上がり、体力測定を実施し、参加者が増加しています。そのほか、グラウンドゴルフ大会やウォーキング、友愛活動、清掃活動などを行い、高齢者の介護予防、健康維持・増進や地域活動の活発化につながっています。

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を民間事業所、家庭、公共団体などから引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人です。会員は、豊かな経験と能力を生かし、臨時的かつ短期的な就業などを通じて、自主的に社会に参加することによって生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

生涯学習では、スポーツ・生涯学習のまちづくりについての専門知識を有するリーダーやコーディネーター養成を目的に平成20年度からせつつ生涯学習大学(生涯学習まちづくり学部、スポーツ健康学部)を開講するとともに、生涯学習大学を修了された人を対象に大学院を発足させています。

いきいきカレッジ(老人大学)は、知識や教養を深めるとともに、地域に密着し、今まで培った社会経験・人生経験を生きがい、仲間づくりにもつなげ、地域やコミュニティ(地域との共生)で協働して生かしてもらうことを目的とし、開講しています。

老人福祉センターは、60歳以上の方が利用できる施設です。高齢者が健康で明るい生活を営むため、健康増進や教養向上を図り、相互のふれあいを深めるとともに、生活指導を行っています。

スポーツ活動においては、ニュースポーツのつどい事業を実施し、ゲートゴルフ大会やキンボール大会等を実施し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげています。

こういった高齢者の社会活動、生涯学習、地域活動を行うことができる環境が徐々に充実してきているなか、今後は地域における活躍の場を提供し、高齢者自身の知識や技能を生かしながら、生きがいづくりや社会参加の促進を図り、高齢者の元気づくりにつなげます。

① 老人クラブへの支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ活動や地域の見守り活動などの事業を中心に幅広い活動を行っています。

平成 22 年度から高齢者向けの体力測定を実施しており、この取組みが評価されています。今後はこうした体力測定をもとに、高齢者の健康づくりや介護予防などにつなげていきます。

また、団塊の世代の退職による、地域における高齢者の人口が増えるなかで、健康づくりや介護予防、友愛活動などの老人クラブ活動が活発に行われるよう、必要な支援に努め、老人クラブへの加入率を高めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
老人クラブ会員数(人)	3,475	3,469	3,500

② シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターは、今まで培った豊かな経験と能力を生かして、生きがいや健康保持のために、会員に仕事を提供し、また、同好会の活動もしています。小学校での課外教室（わくわく広場）に積極的に参画し、子どもたちとの世代交流を図ったり、「こども 110 番」への協力などを行っています。

今後もシルバー人材センターが会員の拡充と就業先の開拓を図り、社会に貢献する取組みを推進することができるよう、支援します。

③ 生涯学習活動の充実

生涯学習大学を修了された人の学習成果の機会として、「淀川わいわいガヤガヤ祭り」などを実施するなど、学びの活用を図ることができるよう、支援します。

また、生涯学習大学の受講者が減少傾向にあるため、新たな受講者を掘り起こすとともに、関係課と協力しながら、事業の連携や統合を図ります。

④ いきいきカレッジ（老人大学）の充実

平成 23 年度から受講生全員で学習する一般教養科目のなかに、「認知症サポーター養成講座」を組み込むなど、大学のなかで学習したことを地域に還元できるよう、カリキュラムを設定しています。今後も社会情勢の変化に対応し、地域づくりに活用できるカリキュラム設定を行うなどの工夫を行いながら、継続して実施していきます。

また、いきいきカレッジ卒業生による OB 会活動も行われるようになっており、今後も学んだことを生かせる場と機会づくりなど、フォローアップに努めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
せつつ桜苑			
実人数(人)	51	49	48
専門科目数(科目)	5	5	5
ふれあいの里			
実人数(人)	40	40	40
専門科目数(科目)	4	4	4

⑤ 老人福祉センターへの支援

老人福祉センターは、せつつ桜苑・ふれあいの里内の 2 箇所があり、利用者一人ひとりが健康で充実した生活を過ごせるよう、「健康体操・相談」、「はつらつ元気アップ教室」などの各種講座や、いきいきカレッジ（老人大学）の運営及び同好会活動を行っています。同好会活動では、作成した手芸や陶芸などを、老人福祉大会と同時開催の老人作品展に出品してもらうなど、発表の場を提供し、生きがいくりにつなげています。

今後も、高齢者が健康で明るい生活が送れるよう、必要な支援を行います。

⑥ スポーツ活動の充実

高齢者のスポーツ活動支援の一環として、3 箇所のゲートボール場を整備し、地域に管理運営を任せています。

今後も老人クラブなどと連携して、グラウンドゴルフやペタンクなどのニュースポーツを普及するなど、高齢者の参加しやすいスポーツ活動の場と機会の提供に努めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ニュースポーツのつどい事業参加人数(人)	216	210	281

⑦ 多様な担い手によるネットワークづくり

市が主催する事業の参加者や老人クラブ、シルバー人材センターなどの団体のなかでの活動のほか、市内にはNPOやボランティアグループ、自主サークルなど、様々なグループによって、文化、スポーツ、社会奉仕活動などを通じて、多くの高齢者が自ら生きがいづくりや健康づくりの取組みを積極的に行っています。

なかには行政が把握していない活動もあり、今後は社会福祉協議会のボランティアセンターなどとも連携しながら、市民活動のネットワークづくりや人材の育成に努めます。

2. 健康づくりの推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

国民の健康づくり運動「健康日本 21」、大阪府の「健康おおさか 21」、摂津市の「健康せつつ 21」は壮年期死亡の減少や自立して生活できる健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的に、健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進するために策定され、「健康せつつ 21」は策定から 12 年が経過しています。平成 18 年度に中間評価、平成 22 年度に後期評価、平成 24 年度には最終評価を行い、次の計画を作成していきます。

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病が要介護状態となる大きな一つの要因であり、生活機能の低下は、若い頃からの生活習慣と密接なかわりがあります。そのため、「健康せつつ 21」、「摂津市特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防や各種健康づくり施策など、健康寿命を延ばす施策を推進します。

① 生活習慣病の予防

市民を対象に生活習慣病の二次予防（早期発見）のために特定健康診査や各種がん検診などを実施し、その健診結果に基づいて栄養、運動や禁煙等の生活上のアドバイスや健康管理に関する正しい知識の普及、また、適切な医療の受診勧奨をすることなどにより自らの健康管理についての意識の高揚を図っています。

平成 19 年度まで老人保健法に基づき市が実施してきた基本健康診査が、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき各医療保険者が実施する特定健康診査に制度変更されました。平成 24 年度の受診率の目標を 65%とじていましたが、平成 22 年度で 28.8%と、大きな制度変更のため、健診受診率が低下したことから、制度の周知を図り、健康診査の実施期間の延長や実施方法の改善など、受診しやすいように改善に取り組んでいます。

今後も特定健康診査と各種がん検診、成人歯科健診などの受診券をセット化し、受診勧奨を行い、受診率の向上を図っていきます。

特定健康診査の結果に基づいて実施する特定保健指導は、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目し、メタボリックシンドロームの危険因子の数に応じて、積極的支援と動機づけ支援に階層化して、ランクに応じた 6 か月間の生活習慣改善の支援を行うものです。平成 24 年度までに実施率を 45%と目標を立てましたが、平成 22 年度で 11.9%であることから、今後も利用率の向上を図り、生活習慣病の合併症の発症や症状の進展などの重症化予防に取り組みます。また、食生活の改善や運動習慣の定着など、一次予防の推進を図っていきます。

■特定健康診査

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
集団(人)	2,676	3,521	3,486
個別(人)	2,902	2,755	2,686
特定健診被国保対象者数	15,876	15,846	15,184
(人)(75 歳到達者除く)	26.4%	28.1%	28.8%

■特定保健指導

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
積極的支援(メタボリックシンドローム該当者に対して行う支援)			
対象者(人)	194	157	166
利用率(%)	27(13.9%)	8(7.6%)	11(6.6%)
動機づけ支援(メタボリックシンドローム予備群に対して行う支援)			
対象者(人)	447	464	431
利用率(%)	82(18.3%)	96(20.7%)	60(13.9%)
法定報告・被国保利用率	99(17.0%)	104(16.8%)	71(11.9%)

② 歯周疾患の予防

口腔の健康は、全身の健康への影響が大きいことが明らかになっていることから、歯の喪失予防及び高齢者の健康状態と生活機能の向上、そして在宅療養者の口腔の健康を保つために、成人歯科健診や高齢者訪問歯科健診を実施しています。

成人歯科健診の受診率は8%前後、高齢者訪問歯科健診の受診者数は、25人前後で推移しています。平成23年度から、特定健康診査受診券と成人歯科健診の受診券をセット化して受診勧奨を行っています。今後も受診率向上を図り、継続して実施していきます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
成人歯科健診			
受診者数(人)	3,211	3,490	3,422
受診率(%)	7.7	8.1	7.9
高齢者訪問歯科健診			
受診者数(人)	30	30	25

③ がん検診の受診率向上

乳がん・子宮がん検診は、乳がんと子宮がん検診の同日実施に取り組みや平成 21 年度から子宮がん検診は、吹田市・茨木市の医療機関でも受診できるよう受診機会の拡大を図っています。また、節目年齢の方に検診費用の自己負担を免除する無料クーポン券を送付し、受診勧奨に取り組み、受診率が向上しています。

胃がん・大腸がん・肺がん検診は、特定健康診査とセット健診として受診する体制で実施しており、特定健診と同様に受診率が低迷している状況です。

平成 23 年度からは、前立腺がん検診の新たな導入とともに、胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん検診でも節目年齢の方に自己負担金を免除する無料クーポン券の送付を開始しました。また、特定健康診査と 4 つのがん検診、成人歯科健診の 6 つの健診受診券をセット化して案内するなど、受診促進を図っています。今後も周知啓発や受診促進等の施策を展開し、受診率の向上を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
胃がん			
受診者数(人)	2,043	2,381	2,421
受診率(%)	8.3	9.5	9.5
大腸がん			
受診者数(人)	2,249	2,663	2,717
受診率(%)	9.1	10.6	10.7
肺がん			
受診者数(人)	2,621	3,227	2,913
受診率(%)	10.0	12.1	12.2
子宮がん			
受診者数(人)	1,603	2,492	2,747
受診率(%)	9.8	14.9	17.6
乳がん			
受診者数(人)	1,347	1,367	1,384
受診率(%)	11.8	14.4	14.3

④ 健康教育

生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に向けて取り組みます。がん、脳血管障害、心臓病、肝機能障害など、様々な疾病の予防や、ウォーキング、食生活改善など健康増進に関するテーマでの講演会や、身近な場所に出向いてのミニ講話などを実施します。

また、地域の団体やグループで、健康をテーマとした講演や健康体操、料理教室などを開催する場合、講師派遣をする「健康の心づくり事業」を継続実施していきます。

⑤ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、対象者が自らの行動や生活習慣を見直し、実践にいたる行動変容のきっかけづくり及び健康づくりにつながるよう、健康相談窓口の開設や電話相談などを実施します。

健康相談窓口の開設は、保健センターと市立身体障害者・老人福祉センター2箇所で行うほか、健康教育やふれあいリハサロンなど人が集まる機会をとらえて、より身近で相談できるように実施します。

⑥ 機能訓練

介護保険制度の地域支援事業との整合を図りながら、心身の機能の維持・回復を目的に、通所型の機能訓練と地域に出向いて行う地域参加型の機能訓練を引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
通所型機能訓練			
参加実人数(人)	26	24	63
延参加人数(人)	849	846	1,123
実施回数(回)	50	51	72
地域参加型機能訓練			
参加実人数(人)	721	644	631
延参加人数(人)	3,450	3,247	3,272
実施回数(回)	122	114	117

⑦ 訪問指導

健康診査の結果、受診勧奨や生活指導が必要と判断された方や、特定保健指導の個別支援対象者等に対し、保健師や栄養士が対象者宅に訪問し、ニーズに応じた保健指導に努め、生活習慣改善を図ります。

また、健康に関する相談があり、訪問が必要な場合は、訪問指導を行い、関係機関との連携を図りながら医療や介護保険、介護予防事業等につなげています。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問実数(人)	88	37	116
訪問延数(人)	128	55	194

(2) 必要な医療サービスの確保

加齢とともに疾病や外傷など医療にかかる機会が増える高齢者にとって、早期に医療サービスが受けられる仕組みが必要です。低所得の方や医療ニーズの高い障害のある高齢者への医療費助成制度、かかりつけ医制度の推進などにより必要な医療サービスの確保に努めるとともに、持続可能な制度となるように適正な受診の促進を図ります。

① 老人医療費の助成

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度には、低所得の方や障害のある高齢者に対し医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事代や、高額療養費や高額医療・高額介護合算制度など、医療費の負担を軽減する制度があります。医療費が負担となって受診を控えることのないような本制度の周知を図っていきます。

② かかりつけ医の推進

加齢とともに、内部疾患や認知症などの精神疾患なども増えてきます。日常の診察や身近な健康相談相手としての「かかりつけ医」を持つことは、専門医の紹介を早期に受けるなどの対応につながります。また、市の広報や新聞などからでは情報が十分伝わらない高齢者もおり、健康や医療の情報発信源として「かかりつけ医」はますます大きな役割を担っていくといえることから、かかりつけ医の必要性の周知を図っていきます。

③ 医療受診の適正化

健康保険制度では、生活習慣病の早期発見のために健康診査（特定健診）を実施しています。また、必要とされた方には、保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防に努めるよう心がけが必要です。事業の案内の周知を図るとともに、医療費通知を行うことにより、受診の適正化を図ります。

④ 医療機能情報提供制度の周知

平成 18 年度の医療法改正で、患者が多く、対策の緊急性が高い、きめ細やかな対応が求められるなどの条件を満たす疾患として、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病が 4 大疾患と指定されたことにより、医療計画を通じて医療連携体制の構築が進められてきています。

平成 23 年 7 月には、うつ病や統合失調症などの精神疾患の患者が年々増え、従来の 4 大疾患に精神疾患を加えて 5 大疾患となっています。

これらの疾患の診療を担う病院や予防策などの周知を図っていきます。

3. 介護予防事業の推進

(1) 一次予防事業の推進

市民に対する健康づくりへの関心の高まりと自主グループが増加するなか、老人クラブや民生児童委員、自治会など、地域の団体と協力した活動場所の確保が必要となっています。また、公共施設の使用料の減免等、支援内容の検討も今後の課題となっています。

こうした活動の場の確保をはじめ、自主グループの育成、活動支援を引き続き行いながら、地域に根づいた介護予防活動の普及を図ります。

① 介護予防普及啓発事業

地域において介護予防のための自発的な活動を広める取組みとしては、「摂津みんなで体操三部作」を活用した地域活動やデイサービス、趣味の活動での取組みの促進をはじめ、イベントによる普及啓発、老人クラブ、各種サークルなど既存のグループでの啓発を継続するほか、介護予防教室の修了生や各種講座・イベントの参加者をグループ化する指導者の派遣や用具・ビデオの貸し出しなど、新規グループへの啓発・支援の活動も積極的に行います。

太極拳講座は人気が高く、修了後も自主グループとして活動し、また早朝に公園で地域の人と一緒に太極拳を行うなどの活動も継続して行っています。

また、楽しみながら介護予防と健康づくりに関心を持ってもらうための各種講座・イベントを、公民館や関係機関と連携して、できるだけ市民に身近な場所で開催します。

② 地域介護予防活動支援事業

一次予防事業では、地域で介護予防のために取り組んでいる自主グループ「せつついきいき健康づくりグループ」の数も増加し、現在 34 グループとなっています。健康づくりグループでは、健康づくりに関する講話とグループワークをする「おしゃべり交流会」、日頃の活動を発表する活動発表交流会を行い、多くの人に参加しています。介護予防教室の修了生も自主グループを立ち上げ、地域で継続した介護予防活動を続けています。

また、「摂津みんなで体操三部作」の普及活動をしている「いきいき体操の会」の活動回数も年々増加し、平成 22 年度は 307 回の活動回数となっています。

介護予防の普及啓発に関するボランティアなどの人材育成や地域活動の支援としては、地域で認知症の方や家族を支える体制づくりのための「認知症サポーター養成講座」を実施したり、「摂津みんなで体操三部作」の普及活動に協力していただくボランティアグループなどへの支援を行います。

また、認知症高齢者及びその介護者などへの支援に関して助言をいただく「地域介護予防活動支援アドバイザー」についても、専門家に委嘱し、活動の推進を図ります。

(2) 二次予防事業の推進

二次予防事業では、運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケアなどのプログラムを8回1クールとした「はつらつ元気アップ教室」を行っています。教室終了後も地域の健康づくりグループとして体操などを続けられるよう、いきいき体操の会にも協力してもらい、サポートを行っています。

地域で気軽に参加でき、継続した介護予防活動を行うことができるよう、老人クラブ、民生児童委員等と連携し、必要な方が参加できる環境の整備を進めます。

■実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施箇所数(箇所)	2	2	4
実施回数(回)	6	6	5
参加人数(人)	86	80	87
高齢者人口割合(%)	0.5	0.5	0.5

(3) 介護予防施策評価事業

厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」に沿って、達成状況を検証しながら事業の評価を実施し、実施方法などの改善を図ります。

平成22年度介護予防関連事業内訳

		事業名・行事名	日程	実参加者数 延参加者数	内容	場所
二次予防事業	通所型介護予防事業	お違者介護予防教室	12回	16 120	筋トレ、口腔、栄養など 包括的な介護予防教室	保健センター
				15 121		ふれあいの里
				18 161		デイハウスました
				19 199		保健センター
				18 127		特養ひかり
一次予防事業	介護予防普及啓発事業	太極拳で転倒予防	4回	20 71	太極拳実技と講話	近畿 リハビリテーション学院
		介護予防と リピート山中コンサート	1回	77 —	歌とトーク、三部作の紹介	千里丘公民館（共催）
		千里丘公民館 介護予防講座	5回	43 195	介護予防に関する講話 実技	千里丘公民館（共催）
		別府公民館 介護予防講座	3回	10 30	摂津の介護事情や 介護技術を考える	味生公民館
		老人センター健康体操	36回 (3クラス)	63 508	体操と健康相談	ふれあいの里
		介護予防教室 (街かどデイハウス)	12回コース ×8回 6回コース ×2回	20 2,194	運動、認知症予防、口腔ケア	サロンせんりおか
	地域介護予防 活動支援事業	摂津みんなで体操三部作 キャラバン活動支援	通年	— —	いきいき体操の会による 体操の普及	市内活動場所等
		認知症サポーター養成講座	8回	223 —	認知症に関する講話	サロン、民協 等
		健康づくりグループ交流会	1回	約370 —	市内自主グループの交流、発表	味舌スポーツセンター
	介護認知症 支援事業	いきいき生きる (高齢者の人権に関する講演会)	1回	263 —	認知症や介護予防をテーマとした 劇・講演など	市民文化ホール
		ひとり暮らし・認知症高齢者等 実態把握事業	通年	— —	生活実態や課題を把握し 今後の施策を講じる	
認知症支援ボランティア講座		6回	53 262	認知症の方や家族を支援するための ボランティアの養成	ゆうゆうホール鳥飼西	
関連事業	せつつ健康まつり	1回	— 約3,000	介護予防や回想法に関する展示等	摂津市保健センター	
	地域福祉懇談会	5回	286 —	認知症、高齢者虐待を テーマにした寸劇など	鳥飼公民館他	
	老人クラブ体力測定	4回	183 —	会員の健康づくり、会員内の交流、 介護予防講座の案内	各地区体育館	

4. 高齢者の安心ある暮らしの確保

(1) 在宅医療の推進

住み慣れた家庭や地域で尊厳を持って暮らし続けることができるためには、医療と介護の関係者が連携し、サービスを連続的かつ包括的に提供する仕組みを充実させることが求められます。

① 医療と介護の連携強化

入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅療養へと円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されること、さらには在宅での認知症ケアや緊急時、ターミナルケアへの対応が課題となっています。

本市は、三島圏域（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）に属しています。三島圏域地域リハビリ幹事会が発足し、現在、病院との連携を推進するための様々な企画を行っています。医療機関と居宅介護支援事業所等が、より連絡が図れるようにすることや、地域包括支援センターとの調整のもと、かかりつけ医、介護支援専門員、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等の多職種連携により、地域ケア会議、退院時カンファレンス等による情報共有・チームケアの推進等の支援に取り組めます。

また、在宅での生活を支えるためには、医療情報を適切に取り入れた医療サービスを組み合わせたケアプランの作成が重要になるため、医学的な知識がますます必要であり、事例検討や研修を通して、ケアマネジャーの資質向上に取り組めます。

② 在宅医療の充実

自宅でのターミナルケアや慢性疾患の療養等に対応するため、かかりつけ医や往診医の確保とともに、「在宅療養支援診療所」や「在宅療養支援歯科診療所」などとの連携を強化し、24時間の往診・訪問看護が可能な体制づくりが求められています。

そのため、訪問（歯科）医や認知症専門医などの地域の医療情報の収集と発信に努めます。在宅医療の推進にあたっては、医師会だけでなく、歯科医師会、薬剤師会を含んだ三師会と連携して進めるように努めます。

また、自宅での療養生活を支える訪問看護の普及を進めるため、訪問看護ニーズの的確な把握や計画的な整備に取り組むとともに、関係機関や地域住民に訪問看護サービスの内容や効果、利用方法等についての周知を図ります。

(2) ニーズに対応した住まいの確保

市民意向調査結果によると、多くの高齢者は、介護が必要になってもできる限り在宅生活の継続を望んでいます。しかし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者が安心感を持って生活できる住まいの環境を整える必要があります。そのようななか、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下、「高齢者住まい法」という。）が改正（平成23年4月28日公布）され、これまでの高齢者専用賃貸住宅・高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止して「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度に一本化されました。今後は、「サービス付き高齢者向け住宅」の増加が予想されることから、住宅に関する情報収集・情報提供の充実を図る必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢期における心身機能の変化に対応して、自宅を住みやすく改修することや、高齢者がまちのなかで安全に移動し、快適に行動ができるように、使いやすい施設の整備や移動しやすい歩道の整備など、バリアフリー化を図る必要があります。

① 適切な住宅改修の促進

長年住み慣れた愛着のあるわが家で暮らしたいと願うことは、誰もが同じですが、高齢になり、身体機能が低下してくると、住環境を整えなければ安全に暮らすことは難しくなってきます。住み慣れた自宅で生活を続けていくための段差解消や手すりの設置などの介護保険制度による住宅改修費の支給や福祉サービスによる住宅改造費用の助成制度について、利用の促進を図ります。

また、不必要・不適切な改修を防ぎ、利用者の身体状況に応じた改修を行うために保健センターの作業療法士、理学療法士による事前事後の訪問調査を通じて、適正な実施に努めます。

住宅改修や住宅改造の施工については、近年悪質なりフォーム業者によるトラブルが増えていることから、施工前に必ずケアマネジャーを通じて、市に相談・事前申請を行うこととしており、その周知啓発に努めます。

② 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

高齢者の住居を確保するため、低所得の高齢者世帯への家賃助成を今後も引き続き実施していきます。

③ 在宅支援拠点と連携した住まいの確保

「高齢者住まい法」に基づき、新たにバリアフリー、安否確認・生活相談サービス等の提供、入居に係る契約形式等に関する一定の基準を満たした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの賃貸住宅は、今後増加することが予測されます。こうしたなか、高齢者向けの住まいの実態把握・情報提供に努めるとともに、良質なサービスが提供されるよう、大阪府や関係機関、事業者と連携し、入居者が安心して暮らすことができる環境の確保に努めます。

④ バリアフリーのまちづくりの促進

身体の機能が低下した場合でも、健康な人と同じように外出し、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動を行うことができるよう、施設や生活道路等の環境整備に努めます。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」に則り、施設建設時等に適切な建築指導を行います。

⑤ 軽費老人ホーム（ケアハウス）等への入居

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、原則として60歳以上の方が低額な料金で利用でき、食事の提供等の日常生活を支援するための老人ホームであり、市内に1箇所（50床）整備されています。

概ね65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由のため、家庭において養護を受けることが困難な方が入所する養護老人ホームについても、市内に1箇所（50床）整備されています。

安心して過ごせる老後の生活の一つとして、現状を維持し、必要な高齢者への入居の支援を引き続き実施します。

(3) 見守りサービスの確保

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が増加しているなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、安否確認や緊急時の対応、生活相談等の見守り体制の確保、日常生活における状態の変化の把握、専門機関との連携など、地域におけるセーフティネットの構築がより一層必要となっています。

本市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、昼間独居の方に対して、サービス内容に応じて対象者を設定し、サービスの提供を行うことで、利用者の体調や状況の変化にいち早く対応しています。また、利用者にとっても人との関わりが増えることで、様々な情報を得ることができ、孤立感・不安感の解消にも役立っています。今後、利用者の増加が考えられるため、ひとり暮らし高齢者のより一層の生活実態を把握するとともに、本来必要な人にサービスが届いているか、利用者の状況を再確認しながら、サービス提供のあり方を検討します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ひとり暮らし登録者数(人)	974	1,137	1,421

① ライフ・サポーター事業（高齢者見守り訪問・支援）

民生児童委員を通じた「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し、ライフ・サポーターが訪問し、安否の確認を行っています。

現在は、ひとり暮らし高齢者を対象としていますが、高齢者夫婦のみにも世帯等訪問対象を広げることを検討し、安否確認や必要に応じた相談活動に加えて、閉じこもり防止のために「ふれあいサロン」への参加の勧奨など、広く生活全般を支援していくライフ・サポーター事業として取り組めるよう、対応します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問回数(回)	4,711	7,359	7,416

② 愛の一声訪問（乳酸菌飲料の配布）

ひとり暮らしの登録をされた方で見守りが必要な高齢者に対し、週に3回乳酸菌飲料を配布しており、取り残しがある場合は、速やかに状態確認を行っています。

ひとり暮らしの虚弱な高齢者などの孤立感の解消と安否の確認を図るため、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
月平均利用者数(人)	512	477	462	平成 20 年度までは週 5 回 配布
配布数(本)	139,588	66,571	62,059	

③ 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしで病弱な高齢者に対し、家のなかでの突然の病気や事故の時に、ペンダントのボタンを押すと係員がかけつけ対処する緊急通報装置を設置しています。

ひとり暮らしの高齢者の安全確保のために設置している緊急通報装置については、延べ利用回数が年々増加しており、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
設置数(件)	261	242	222
延べ利用回数(回)	221	237	485

④ 救急医療情報キットの配布

平成 23 年度から、ひとり暮らし高齢者を対象に疾病名や主治医、緊急連絡先、民生児童委員連絡先などを記入した用紙を入れる救急医療情報キットの配布を行っています。

キットの配布を民生児童委員やライフ・サポーターが行うことで、顔の見える関係を築き高齢者に安心感を持っていただくことができることから、今後も引き続き実施します。

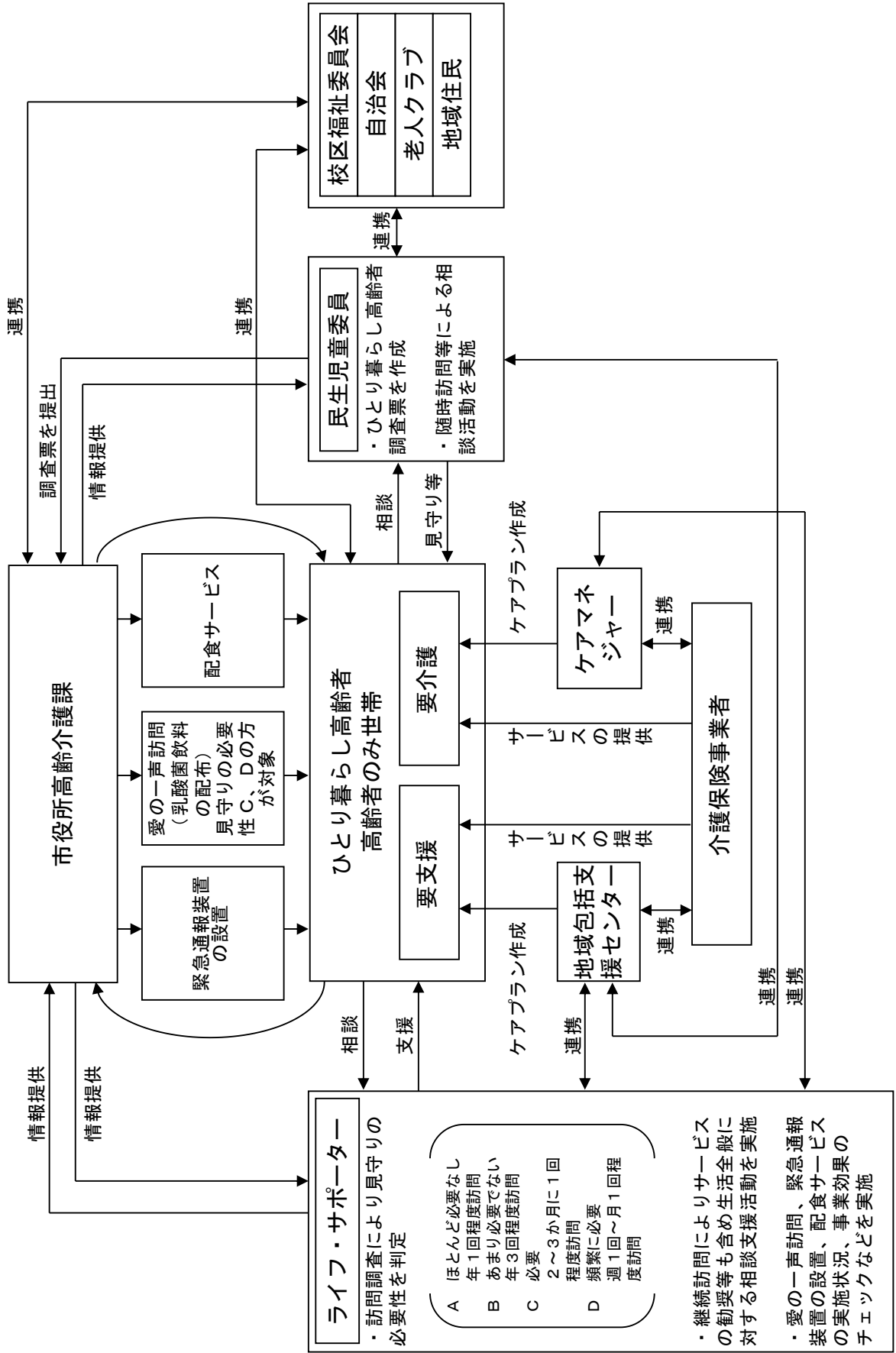
⑤ 消防緊急通報システムの普及促進

ひとり暮らしの登録をされた方に、火災や救急の119番通報の受付処理や災害地点の特定、出動指令などを24時間管理するシステムに登録していただき、万一の際に的確な援助ができるように備えています。

ひとり暮らし高齢者実態把握事業を行い、ひとり暮らし登録者数は増加しており、今後、高齢者のみの世帯への対応拡大を検討していきます。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
通報システムへの 新規登録件数(件)	1,008 (全登録件数)	150	152	224

■安否確認等の取り組み



(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスは、介護保険制度を補完するための、本市が独自で行っている福祉サービスです。高齢者が長年住み慣れた地域で引き続き安心して生活していくため、また介護者にとっても負担を軽減できるよう、今後も在宅福祉サービスを継続して実施していきます。

また、よりニーズや必要性の高いサービスを重点的に実施できるように、事業の見直しを行います。

① 日常生活支援ヘルパーの派遣

介護保険の要介護認定結果が「非該当」で非課税世帯に属する方で、在宅生活を続けるうえで援助が必要と判断される方の家庭にホームヘルパーを派遣しています。

けがや病気の高齢者を支援し、生活の支援・介護予防を図ることが期待できるため、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数(人)	11	9	8
派遣回数(回)	306	253	204

② 日常生活支援ショートステイ・ナイトケア

介護者の入院や冠婚葬祭等のやむを得ない理由により家庭で介護できない場合や、夜間の介護が困難な場合などに、一時的に施設でお世話をします。

認知症などの要介護者の在宅生活を支えるうえで必要不可欠な事業となっており、今後も引き続き実施します。

ニーズが増えていくことが想定されますが、介護保険によるサービス供給と重なるため、サービスの供給のあり方について検討を進めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ショートステイ			
延利用人数(人)	106	154	148
利用日数(日)	223	331	261
ナイトケア			
延利用人数(人)	14	11	35
利用日数(日)	49	34	73

③ 日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）の給付

認知症高齢者や心身機能の低下により防火等の配慮が必要な高齢者に対して、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付しています。

ひとり暮らしや認知症高齢者等の失火防止を図り、安心を確保するために、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給付件数(件)	12	6	11

④ 日常生活用具（福祉電話）の貸与

低所得の常時介護が必要な方やひとり暮らしの方の連絡手段を確保するために、市の加入電話を貸与しています。

低所得の高齢者の連絡手段を確保するため、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸与件数(件)	42	34	28

⑤ 家族介護用品（紙おむつ等）の給付

要介護 3 以上の方（所得制限あり）及び、要介護 2 以下や介護認定を受けていない市民税非課税世帯の方で、紙おむつ等が必要な方に対して家族介護用品給付券を交付しています。

家族介護用品給付券を交付されながらも、病院に入院され、病院の事情によりサービスを利用することができない場合には、還付方式により給付を実施しています。

年々利用者が増加しており、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付者数(人)	244	339	404

⑥ 寝具乾燥・丸洗いサービス

寝具の乾燥が困難な方のお宅へ訪問し、寝具の乾燥と丸洗いを行っています。

ひとり暮らし高齢者の保健衛生の向上を図るために、今後も引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象者数(人)	44	36	41
延件数(件)	432	382	327

⑦ ふれあい配食サービス

食事づくりが困難な高齢者や障害のある方に、ボランティアの協力を得て配食をしています。

高齢者の自立支援だけでなく安否確認の効果もあることから、今後も引き続き実施します。

また、夕食に対するニーズが高まることが想定されるため、サービスの供給のあり方について検討を進めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ふれあい配食サービス(昼食)			
配食数(食)	14,956	13,423	13,859
実利用人数(人)	99	91	95
配食日数(日)	243	242	243
ふれあい配食サービス(夕食)			
配食数(食)	11,536	12,232	13,840
実利用人数(人)	81	80	
配食日数(日)	259	260	260

⑧ 高齢者移送サービス

ひとりで外出することが困難な高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスを行います。

現在、3台の車を使用して運用していますが、通院等で移送サービスを利用される方のニーズは多く、引き続き実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件数(件)	1,247	1,170	1,088
登録者数(人)	347	445	553

5. 地域におけるケア体制の整備推進

(1) 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。そのようななか、地域包括支援センターが高齢者やその家族にとっての身近な相談窓口となるとともに、「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」の中核となり、地域に根ざした包括的・継続的な支援を行う機関として機能することが求められています。

そのため、今後も、適切な職員配置に努め、施策の検討やボランティア育成などを行うとともに、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカーとの連携のもと、医療、福祉、生活支援、権利擁護、住宅等のサービス情報の収集・発信の強化、関係機関と介護支援専門員との連携体制の強化、地域包括ケアの提供に向けた介護支援専門員への研修の開催などに努め、市民や地域からの相談への対応を図ります。

また、このようなセンターの機能の充実にあわせて、高齢者やその家族が、地域包括支援センターに気軽に相談することができるよう、積極的なPRに取り組みます。

地域の様々な課題を解決していくという観点から、小学校区ごとに実施している地域別会議を地域福祉懇談会とあわせて平成 21 年度から実施していますが、地域ニーズに対応した運営には至っておらず、認知症高齢者、高齢者虐待などの地域課題を通じた徘徊の見守りネットワークやボランティア育成などの構築を、地域とともに図っていくなど、地域別会議の充実に取り組みます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数(件)	191	203	244

① 摂津市地域包括支援センターの運営

本市では、地域包括支援センターを1箇所設置し、直営で運営しています。業務については、センター機能を十分に発揮できるよう、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等を配置し、それぞれの職種の専門性を生かし、連携を図りながら、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメント業務に取り組んでいます。さらに、コミュニティソーシャルワーカーも配置しており、高齢介護課において実施している既存の高齢者福祉サービスに限らず、各種サービスの活用や関係団体との連携を行いながら、地域と一体となって課題に取り組んでいます。また、地域からの相談内容は多種多様であり、地域包括支援センターのみでの対応が困難なことも多くなっており、庁内各課とも連携を図りながら、ネットワークの構築に努めています。

「市民意向調査」において、地域包括支援センターの認知度が3割以下という結果になっており、これまで以上に、職員が地域に出向いて地域包括支援センターの紹介やパンフレットの配布を行うなどのPR活動を行い、地域包括支援センターの周知に努めます。

運営評価等を行う機関として、「摂津市地域包括支援センター運営協議会」を設置しており、今後もその活用を図り、地域包括支援センターの適正な運営を行います。

② 包括的支援事業

●総合相談支援業務・権利擁護業務

本人、家族・親族、ケアマネジャー、民生児童委員などからの介護保険サービスや福祉サービスの利用のほか、生活上の相談、虐待に関する相談、介護方法に関する相談など多岐にわたる相談に対して、心身の状況や生活の実態、必要な支援などの的確な状況把握と、保健・医療・福祉にかかわる幅広く適切な情報提供に努めます。

障害のある高齢者の相談にあたっては、障害種別による特性など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな配慮がなされ、訪問による相談活動を促進し、適切なサービス利用などの支援につながるように努めます。また、在日外国人の高齢者の相談については、言語や文化の違いに十分配慮し、対応に努めます。

その他、情報提供や助言を行い、関係機関と連携を図り、専門的・継続的・計画的な支援を行うとともに、地域における関係者とのネットワークの強化・充実に努めます。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

「摂津市介護保険事業者連絡会」が開催するケアマネジャー部会活動に地域包括支援センター職員が参画し、ケアマネジャーとの連携を図るほか、随時、困難事例などの相談を受け、対応方法について一緒に検討し、助言するなどの支援を継続します。さらに、ケアマネジャーが関係機関と連携を図ることができる体制の整備を進めます。

また、医療機関の相談員などとの連携を図り、入院中から退院後の生活についての継続支援を行う体制の整備を図るほか、ケアプランの作成についての研修会や対応困難な事例の検討会などを実施し、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。

●介護予防ケアマネジメント業務

民生児童委員やライフサポーター、CSW、地域包括支援センターの日頃の見守り活動や、老人クラブの活動、地域でのふれあいサロンなどにおいて、心身の機能低下が予測される高齢者に、通所型介護予防教室「はつらつ元気アップ教室」への参加勧奨を行っています。参加者への介護予防ケアプランの作成を行うとともに、教室終了後も介護予防に継続的に取り組めるよう支援を進めます。

③ 指定介護予防支援事業

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受けており、今後も要支援状態の悪化防止、要支援認定者の自立した日常生活を図るという視点で、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行っていきます。

また、介護保険サービスに限らず介護保険以外のサービスや地域におけるインフォーマル・サービスを組み入れたケアプランを作成し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。

(2) 地域包括ケアシステムの推進とコーディネート

地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とし、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」をいいます。国は、その実現のために、①医療との連携、②介護サービスの充実強化、③予防の推進④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備を適切に組み合わせて継続的に提供していくことが必要であるとしています。

そこで、関係機関と連携のもと、施策の推進や体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが高齢者のニーズに応じて、適切にコーディネートできるようその機能の強化に努めます。

① 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取組み

認知症高齢者の急激な増加や様々な要因による高齢者虐待、消費者被害等の相談など、地域包括支援センターで対応すべき問題は多様化、複雑化しています。こうした課題に適切に対処し、地域包括支援センターがその機能を十分に発揮していくため、職員の研修機会を確保・充実し、スキルアップに努めます。

② コミュニティソーシャルワーカーとの連携

中学校区単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、援護を要する高齢者等の相談を受けて、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行うとともに、地域の福祉関係者との協働で地域健康福祉のセーフティネットを構築しています。

公民館等での出張相談や介護予防を中心とした自主グループの育成などに成果をあげてきていますが、今後も地域包括支援センターとの連携を強化し、地域ケアシステムのネットワーク形成に向けて一体的な取組みを行います。

③ 在宅生活を支える多様な担い手の確保

「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」のもとで、小地域ネットワーク活動、ボランティア活動、地域住民活動との連携により、虐待や認知症高齢者の把握に努めるとともに、高齢者や介護家族の話し相手、日常の簡単な家事・手伝いなど、高齢者の在宅ケア体制づくりを進めます。

特に、今後、団塊の世代が高齢者になるため、関係団体と連携した広報活動等により、地域社会への積極的な参画促進に努めます。

介護予防事業や認知症サポーター100万人キャラバン等の啓発事業を積極的に活用し、養成された方々の自主組織化の促進や活動の場の確保につながる施策の展開を図ります。

④ 地域における社会資源の整備

地域の様々な課題を地域住民自らがその解決に向けて自主的に活動していくためには、地域における相談活動や事業を実施するための身近な社会資源（施設）が必要です。

本市では「地域福祉計画」に基づいて地域福祉の圏域である小学校区に一拠点を目標に地域福祉活動の拠点の整備を進め、現在、3箇所設置しています。

各施設においては、サロン活動をはじめ介護予防を中心とした様々な取組みが行われています。今後も、こうした既存施設の活用を踏まえて、未設置の校区における拠点の整備を進め、身近な地域での介護予防や交流活動の活性化に向けて事業展開を図ります。

⑤ 社会貢献事業との連携

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が実施する社会貢献事業の社会貢献支援員等と連携し、今後も制度のはざままで生活に困難をきたしている方や要援護者等の問題解決を図ります。

(3) 地域における支援ネットワークの発展強化

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、地域で安心して生活を送ることができるように、高齢者を地域全体で支える地域ケア体制をつくることが重要です。

平成 20 年度、平成 21 年度と民生児童委員などの関係機関との連絡調整回数は年々減少傾向にありましたが、平成 22 年度から大幅に増加しました。これは近年の社会情勢や、高齢者の安否確認の必要性の増加によるものや、平成 22 年度に実施したひとり暮らし高齢者の実態把握調査などにより、ひとり暮らしの高齢者登録者数が増加したことがあげられます。また、民生児童委員間でも地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーに対する認知度も高くなり、連携体制ができています。高齢者は年々増加傾向にあり、ますます行政と民生児童委員との連携は重要となっています。

今後の高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されるなか、身近な地域で高齢者が安心して暮らせるよう、民生児童委員のみならず、自治連合会、老人クラブとも連携して協力体制を構築し、人的及び情報のネットワーク化を推進し、より重層的なネットワークの構築を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
民生児童委員 相談支援件数(件)	3,814	3,486	5,077

① 専門職ネットワークの推進

住み慣れた自宅や地域で療養を望む方は多く、今後在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化することが予測され、医療と介護の連携はますます重要になっています。

地域包括支援センターでは、今後も病院から退院する高齢者が在宅療養に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されるよう、また、かかりつけ医からの早期の相談連絡により、適切な介護サービスが提供できるよう病院や地域の医療機関、ケアマネジャーをはじめとする介護保険サービス事業者とのネットワークづくりに努めます。

② 地域における多様な主体の参画による重層的なセーフティネットの構築

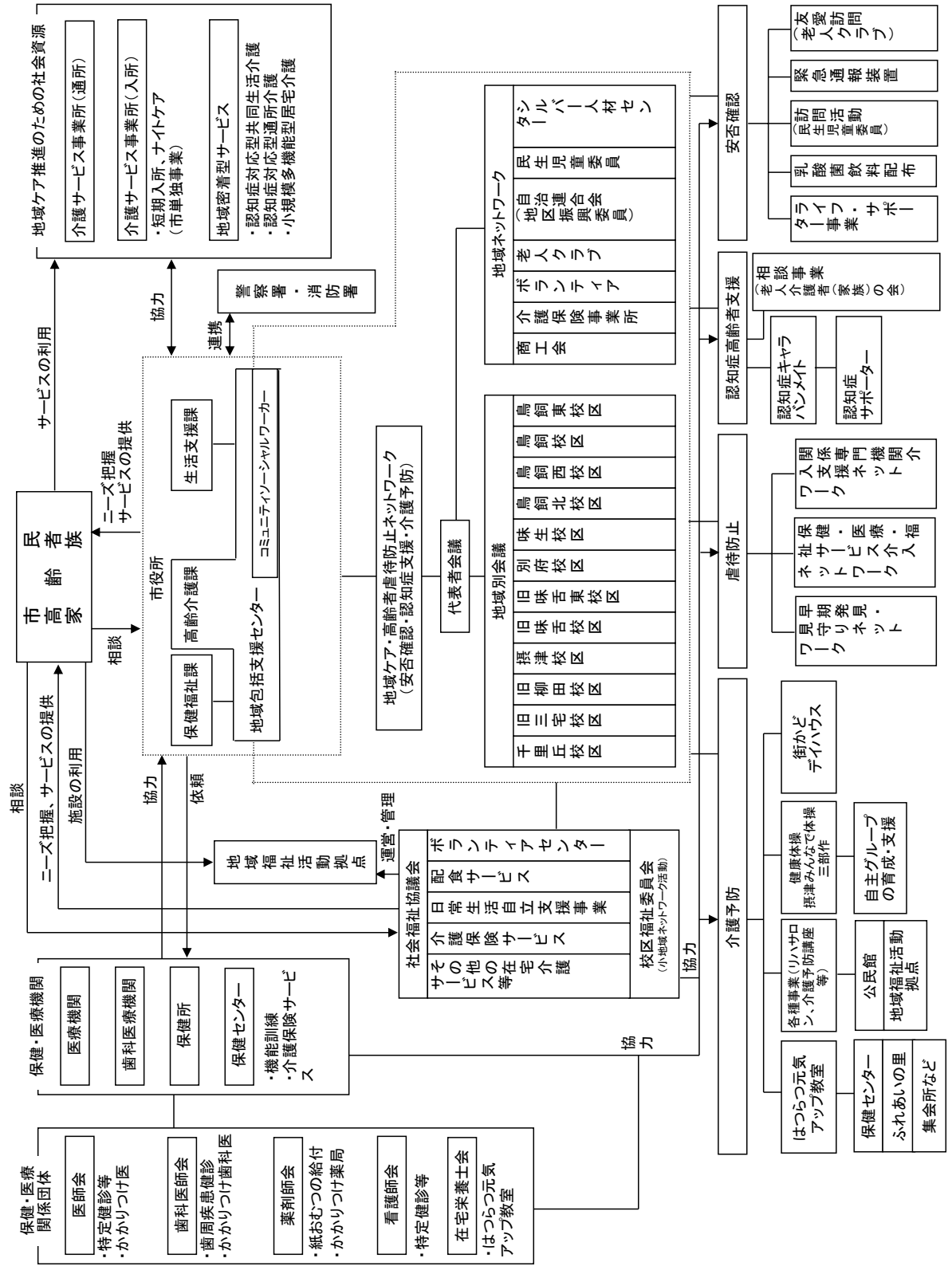
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるためには、高齢者自身とその家族等介護者を支援していくことが大切です。そのためには、高齢による心身の機能低下や認知症、障害など支援が必要な状態について正しい知識を持ち、適切に対応することが重要となります。

また、地域において様々な課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくため、小学校区・自治会等の身近な圏域はもとより、日常生活圏域、市域などの広域的圏域のそれぞれにおいて、また、それぞれの圏域を結ぶ重層的なネットワークの構築が重要となっています。

これまでの取組みを一層充実させ、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の介護保険・福祉関係者、医療機関、サービス事業者など、多様な主体が参画したネットワークの構築に取り組みます。

また、地域で日常的に高齢者を見守っている民生児童委員や校区福祉委員など、地域の関係機関、学校、企業、施設などの団体や郵便局、新聞販売店などとも情報が得られやすいよう連携を図り、ネットワークの強化を進めるとともに、必要なサービスや支援につなげられるよう、必要に応じて地域包括支援センター等の専門機関へと適切につなげます。

■ 高齢者地域ケア体制

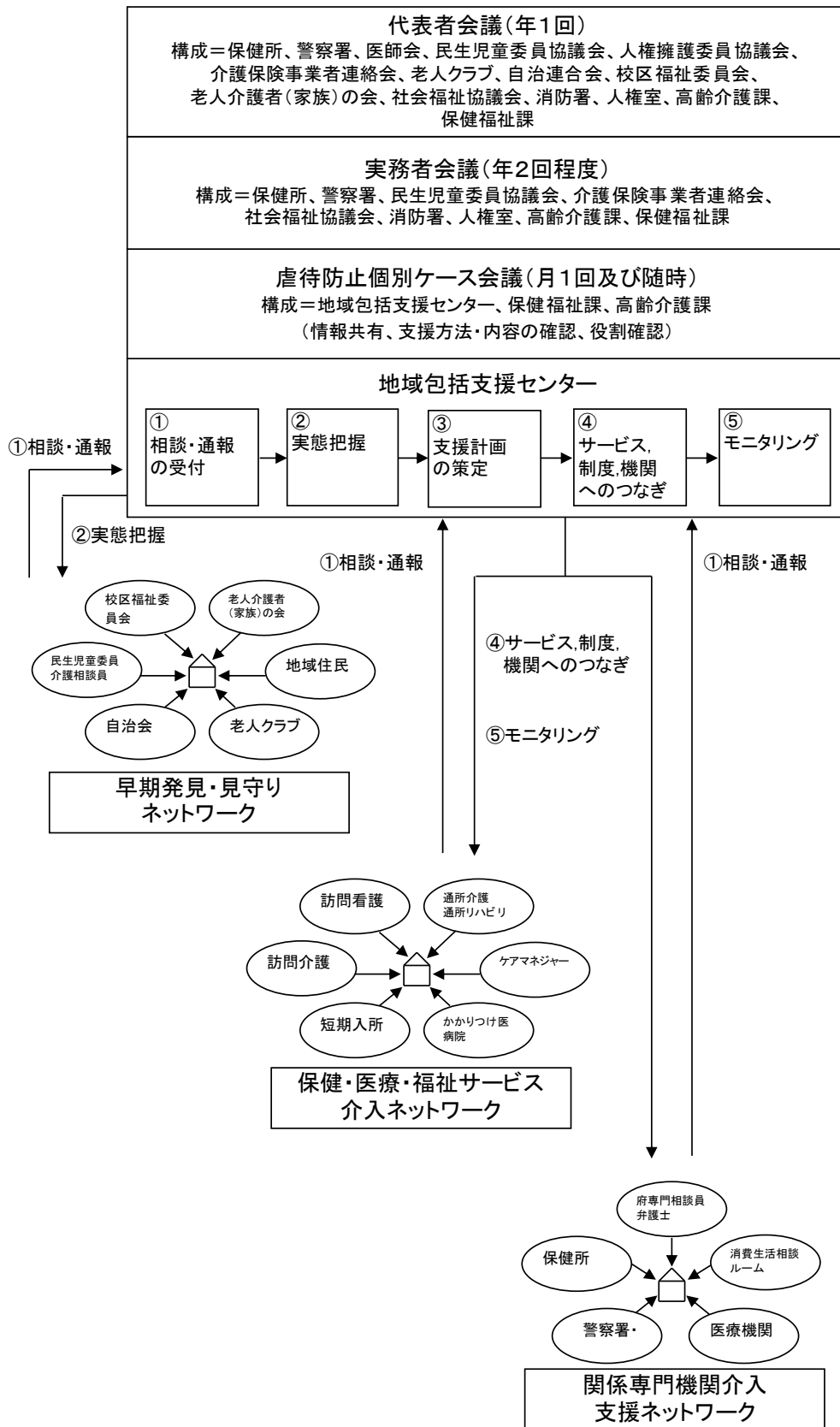


③ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、市民に広く高齢者虐待についての周知を図るとともに、介護に携わる介護保険サービス事業者や職員が共通の認識を持ち対応することが必要となっています。

そのためには、日常的に高齢者の様子などを見守っている民生児童委員や校区福祉委員などの「早期発見・見守りネットワーク」や、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者における「保健・医療・福祉サービス介入ネットワーク」、また弁護士、警察、医療機関などの「関係専門機関介入支援ネットワーク」など、各々のネットワークの充実を図り、高齢者虐待の防止、早期発見・早期介入を図ります。

■高齢者虐待防止ネットワーク



6. 高齢者の尊厳と自立に向けた支援

(1) 高齢者虐待防止の取組みの推進

高齢者虐待は認知症や自立度の低下などにより介護負担が増し、養護者（介護者）が追いつめられたり、適切な介護の方法がわからないために、不適切な対応となり、結果として虐待へと発展してしまうこともあります。平成18年に施行された「高齢者虐待防止法」を受け、本市では平成19年2月に「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立し、平成21年度にはひとり暮らし高齢者などの安否確認や認知症高齢者や家族への支援、介護予防事業の推進など、地域の様々な課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」として再編しました。

今後も「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」を中心に、高齢者虐待防止に向けて、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見・対応に努めます。また、市内の介護施設職員向けに、高齢者の権利擁護研修会を開催したり、施設で指導的立場となる主任介護職員向けにも研修会を開催し、介護施設での高齢者の権利擁護を推進しています。さらに、「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」の地域別会議を推進し、高齢者虐待の防止に向けて、地域への普及啓発を図ります。

① 高齢者虐待防止のための取組み

高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止について、今後も広く市民に呼びかけます。また、要介護高齢者のケアに携わるケアマネジャーや介護保険サービス事業者に対しても、事業者連絡会等を通じて研修会等を開催し、高齢者虐待についての共通理解を深め、資質の向上に努めます。

また、高齢者虐待防止ネットワークを中心に、地域の関係機関による「早期発見・見守りネットワーク」、介護保険事業者等による「保健・医療・福祉サービス介入ネットワーク」、専門機関による「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築を進め、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期介入に努めます。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高齢者虐待の 新規ケース数(件)	14	17	19

② 高齢者の権利擁護に向けた取組み

高齢者介護に携わる者すべてが、「人権」について認識し、すべての利用者の尊厳ある暮らしを提供する施設・事業所づくりに努められるよう、機会をとらえ取り組むことが必要です。また、施設等における身体拘束ゼロに向けた取組みとしては、「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」を活用し、「尊厳ある暮らしを支えるケア」「利用者本位」「自己決定」「自立支援」「思いや要望を代弁する仕組み」などの観点から介護の質の向上をめざす取組みを施設・事業所に求めています。

(2) 人権・権利擁護の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者等は、必要なサービスを自ら選択し、契約することが困難な場合があります。このため、必要な介護サービスを受けることができなかつたり、近年では悪質商法の被害にあつたりする例が増えており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進する必要があります。

ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、成年後見制度、日常生活自立支援事業に関する本人や家族からの相談件数が増加しています。今後も必要な方の利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を広く市民に周知するとともに、高齢者の人権について知識を深めるためのPRを行います。

また、高齢者の人権を守るため、高齢者虐待や消費者被害などの相談から権利を守る必要性を確認し、対応を図るとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を含めた体制の整備を今後も継続して行います。

① 成年後見制度等の普及啓発

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度等に関する相談や情報提供、また、成年後見制度利用のための支援を行い、制度の利用促進を図ります。

成年後見制度を利用したくても親族や専門職後見人の利用ができない方のために、大阪府と連携して、市民後見人を確保できる体制の整備や活動の推進に努めます。

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業についても今後も連携をとり、高齢者の権利擁護に取り組みます。

② 成年後見制度に係る市長申立制度の活用

成年後見等の申立を行う親族がない認知症高齢者等の権利を守るために、市長申立の制度を今後も活用します。また、申立制度を活用するうえで費用の支払が困難な高齢者のために、申立費用の助成や後見人利用費用の助成を行います。

③ 消費者被害の防止

悪質な訪問販売や振り込め詐欺、高額な住宅リフォームを契約させられるなど、悪質商法などの被害にあう高齢者が増えています。特に、ひとり暮らしで周囲に相談できる人がいない方、認知症などで判断能力が十分でない方が対象になることが多くみられます。

今後も消費者生活相談ルームとの連携や成年後見制度の利用にあわせ、地域での見守りや、訪問系サービスのサービス事業者などとの連携のもと、早期発見・早期対応に努めます。

④ 個人情報の適切な利用

高齢者の権利擁護の取組みを進めるためには、必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要となっています。

情報収集及び提供については、摂津市個人情報保護条例を遵守し、市から関係機関（者）への個人情報を提供する場合のルールを策定し、適切な個人情報の利用に努めます。

（3）認知症高齢者支援の推進

認知症は高齢者になるほど罹病しやすい傾向のある疾病であり、その症状により支援や介護が必要となります。一方で、発症しても早期の適切なケアや治療により進行を緩やかにしたり、原因疾患を治療することにより改善することができます。認知症になってもその人らしさや能力が発揮できるよう、地域ぐるみでの支援が求められています。

地域での取組みとして、認知症についての正しい理解や認知症に関する情報の普及・啓発を地域の団体の会議やイベントに参加して行うほか、昨年度から認知症支援ボランティアの講座を行っており、地域の支援者の増加を図っています。

また、認知症支援ボランティアが認知症高齢者や家族、介護者への支援をより広く行えるよう、活動場所の確保が必要となっています。

こうした活動の場づくりに努めるとともに、地域の支援者のスキルアップを図ります。

① 認知症の早期発見・早期対応

認知症高齢者に早期から適切な支援や対応を行うことができるよう、早期に相談できる支援体制の周知を今後も行います。

また、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター（新阿武山病院）とのネットワークの構築をはじめ、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関との連携を図り、認知症の早期対応を支援します。

② 認知症高齢者や家族、介護者への支援

地域包括支援センター等を中心に、認知症について高齢者やその家族が気軽に相談できる窓口を整備し、引き続き市民に広く周知します。

介護による身体的・心理的負担がとりわけ大きい認知症高齢者の家族に対して、介護者同士の交流会や介護者教室の開催等により支援を行います。

平成 22 年度から認知症支援ボランティア養成講座を開講し、修了後も自主グループとして活動し、毎月の定例会と随時の施設でのボランティア活動を継続して行っています。

こうしたグループが、認知症高齢者や家族、介護者への支援が行えるよう、活動支援を引き続き行いながら、地域に根づいた認知症支援の普及を図ります。

③ 認知症サポーター100万人キャラバンへの取り組み

「認知症サポーター100万人キャラバン」は、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくっていくことをめざしています。

その認知症サポーターを養成するためには、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える講師役となる「キャラバンメイト」を養成する必要もあり、これまでに研修を行い、キャラバンメイトの養成を行ってきました。

今後も、地域や職域・学校などと協働しながら、「認知症サポーター」を人口の約3%にあたる2,500人をめざして養成するとともに、認知症サポーターやキャラバンメイトのスキルアップと活躍の場づくりを進めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
サポーター養成講座(回)	12	5	9
サポーター数(人)	441	602	854
キャラバンメイト研修(回)	0	1	0
キャラバンメイト数(人)	4	91	105

(4) 高齢者の閉じこもり・孤立死防止

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が増加する一方、少子化・核家族化の進展等に伴い、家族の機能が低下し、また隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきています。

このようなことから、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、その結果、高齢者の孤立死は年々増加しています。地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制づくりに取り組むなど、より一層、積極的な対応が必要とされています。今後も、高齢者が、サロン活動や街かどデイハウスなど、身近に集える場の提供に努め、閉じこもり防止を図るとともに、住民団体や地域と連携のもと地域の見守りを行いながら、生活支援に努めます。

① いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいリハサロン）

校区福祉委員会が中心となり実施している事業で、高齢者が気軽に集まり、様々な楽しい企画を通して親睦を深め合うことができる場となっています。全小学校区で開催されており地域に根ざした活動となってきています。また、障害のある方や子育て支援など、幅広い分野でのサロン活動も展開しています。今後もより身近な場所で、気軽に集える場を提供しながら、実施していけるよう、活動を支援します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
いきいき通所事業 実施回数(回)	476	387	500

② 街かどデイハウス

街かどデイハウスでは、要介護認定を受けていない高齢者が気軽に集まり、一緒に食事をしたり、健康チェックやレクリエーション、介護予防の体操などを行っており、住民参加型の非営利団体が運営しています。

現在、摂津市内には1箇所の街かどデイハウスがあり、その近くの方が利用されていますが、会場の都合で多くの方に利用してもらえない状況にあります。また、現在安威川以北にしかなく、安威川以南の方が利用できにくい状況です。

高齢者の自立生活を支え、地域住民による介護予防事業などの福祉活動の拠点として、住民団体が今後も実施できるよう必要な支援を行うとともに、新規設立の希望があった場合は、引き続き地域性や実施団体の適性なども考慮して事業を展開します。

③ 多様な生活支援サービスの確保

様々な課題を抱える高齢者が、孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険などのフォーマル・サービスに加え、「見守り・声かけ訪問」「相談」「つなぎ」「配食や買い物支援等」のインフォーマル・サービスを、適切な圏域において提供することが必要です。こうしたインフォーマル・サービスを組み合わせながら、高齢者の閉じこもりや孤立死の防止に努めます。

また、インフォーマル・サービスは、地域住民の幅広い互助活動によって支えられる部分が多くなっており、社会福祉協議会とともに、住民が気軽にかつ継続的に参加できるボランティア活動の仕組みの構築や、NPO・ボランティアなどとの積極的な協働に取り組み、高齢者の生活を支援します。

7. 個々の高齢者等に配慮した施策の推進

(1) 利用者支援方策の推進

介護保険制度がはじまって以来、介護サービスの利用者は年々増加し、制度については市民の間に浸透してきたといえます。しかし、一方で、介護保険制度だけでなく、様々な保健・福祉の制度改正が毎年のように行われ、市民意向調査や介護支援専門員調査の調査結果からもうかがえるように、制度内容の周知が不十分であるといった声も多くきかれます。介護・保健・福祉に関する必要な情報を高齢者ご本人やその家族にわかりやすく提供し、必要なサービスの利用に結びつけていくことが重要です。

また、地域包括支援センターについては、平成 18 年のセンター設置以来、着実にその業務内容が認知されつつありますが、今後も地域へのより一層の定着を進めることが課題となっています。

現在、福祉全般に関する相談や支援等を行うコミュニティソーシャルワーカーによる事業を地域包括支援センターと一体化して行っており、中学校区でコミュニティソーシャルワーカーを配置し、出張での相談事業や個別支援、介護予防事業等を実施しています。各地域において地域の拠点施設が整備されているところでは、その拠点施設を軸に出張相談や、共催事業の取組みを行っていますが、整備されていない地域では、公民館・集会所などの活用を図り、相談事業等を実施していく必要があります。

今後は、地域のニーズに即して、地域における出張相談の会場の増加に努めるとともに、より一層の制度の周知を図り、また、制度では解決できない新たな地域課題に対しても、庁内での連携を図りながら取り組みます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
コミュニティソーシャルワーカーへの相談件数(件)	2,508	2,356	3,666

① 制度周知等の充実

「広報せつつ」への掲載をはじめ、ホームページによるタイムリーな情報提供、各種通知文書発送時における説明文の同封、説明冊子の作成・配布、地域に出向いた出前講座やサロンの実施など、様々な機会をとらえ、今後も引き続き制度の周知・啓発を行います。文章や媒体については、障害のある方や外国人にも点字や外国語表記などでわかりやすいように配慮するとともに、メディアなどの有効な活用にも努めます。

また、地域においては身近な情報源を伴っている、かかりつけ医やケアマネジャー、地域活動関連団体との一体的な連携のもと、地域が必要としている情報を的確に把握し、情報提供に努めるとともに、介護保険事業者連絡会を通じた制度の周知・啓発を行います。

② 相談支援体制の充実

地域包括支援センターを介護・保健・福祉に関する総合相談窓口として、市の各課や保健所、医療機関、介護保険事業所、警察などの関係機関、民生児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、ボランティア団体などの市民活動との連携を強化し、地域全体で高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

介護サービス利用に関する相談や苦情は、大阪府や市の高齢介護課、大阪府国民健康保険団体連合会で解決に向けた対応を行うほか、各サービス事業所においても苦情・相談における担当者を配置しており、その対応に努めています。

また、市内の入所及び通所施設には、市が委嘱した介護相談員を定期的に派遣し、利用者の相談等に応じています。本市において介護相談員派遣制度は平成14年度から実施しており、現在は12名の介護相談員が活動を行っています。介護相談員は市内の入所・通所施設18事業所を訪問し、施設内で利用者の話を聞いたり不安の解消を図るために様々な相談に応じるとともに、事業所に対しての気づきや提案を行うことにより、介護サービスの質の向上に努めています。また、介護相談員については、高いスキルと柔軟な対応を行えるために、大阪府総合福祉協会や市で実施する研修会への積極的な参加をはじめ、他市の介護相談員との交流や、派遣先事業所との交流・懇談会を定期的に開催し情報交換を行うことにより、その資質向上が図られるよう努めます。

障害のある方に対する相談支援については、大阪府が作成した冊子「障がい者の介護保険利用について」などを活用し、関係機関が連携を図りながら、個人の特性に応じた配慮に努めます。

また、外国人からの相談にも適切に対応できるよう、関係各課との連携を図ります。

③ 利用者負担の軽減策

利用者負担の軽減策として、同じ月に利用した介護保険サービスの負担が高額になった場合に対象となる高額介護（予防）サービス費の支給をはじめ、1年間で介護保険と医療保険の両方の負担が高額になった場合に対象となる高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、介護保険の給付対象サービスではないため、本来全額が自己負担となる介護保険施設の居住費及び食費の負担額の軽減措置（特定入所者介護サービス費）があります。また、特に生計が困難な方には、社会福祉法人が行う負担軽減制度があります。

こうした制度の周知に努めるとともに、国に対して、生活困窮者の介護サービスの利用が制限されることなく、適切に提供されるような制度促進を図るための抜本的な対策が講じられるように求めています。

（２）介護サービスの質の向上

介護サービスは、利用の増加に伴い保険給付費も年々増加を続けています。サービス利用が拡大していくなかで制度の持続可能性を図るためには、サービスを必要とする利用者を適正に認定したうえで、必要とするサービスを適切に提供するよう促すことが必要となります。引き続き、介護給付適正化に取り組むとともに、事業者への助言指導に努めます。

また、利用者や家族のニーズの把握と適切な情報提供が課題となっており、今後も利用者や家族にわかりやすく適切な情報を伝える方策を検討し、事業者やボランティアなどとの協働で、介護サービスに関する啓発活動を実施します。

① サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、大阪府が行う介護施設及び居宅介護事業所への実地指導時の市職員の同行などにより、大阪府と連携を図りながら今後も事業者に対する助言を行います。

地域密着型サービスについては市に指定・指導権限があることから、年1回の集団指導で関係法令等の遵守を呼びかけるほか、定期的に市独自の実地指導を行い、適切な指導に努めます。

また、事業所内で介護サービス利用者の事故や食中毒、感染症などが発生した場合は、速やかに市への報告を求めています。事業者からの聴取を行ったうえで、事業者とともに事故等の起こった原因や対応の状況を分析し、善後策の提案等を踏まえ、より一層の利用者の安全確保と再発防止に努めるよう、助言・指導を行います。

利用者の自己選択を支援するためには、より広く事業所の情報公開が必要なことから、事業者による「介護サービス情報の公表制度」の利用促進が図られるよう努めます。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域密着型サービス 事業所実地指導件数(件)	6	6	7

② ケアマネジャーへの支援

利用者本人の特性・状態に応じた家族や近隣等のインフォーマル・サービス、介護保険サービスなどのフォーマル・サービスなど、様々な資源を組み合わせた適切なケアマネジメントを行うため、ケアマネジャーの資質向上が求められています。

利用者のニーズに応じ、自立を支援するための適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーに対して情報提供や助言を行うほか、介護保険事業者連絡会の部会活動の支援などに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心に、事業者連絡会等における研修会や事例検討会を定期的実施するとともに、相談や支援困難事例のバックアップ体制の強化に取り組みます。

③ 適切なサービス事業者の指定

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続する観点から、日常生活圏内でサービスの利用と提供が行われる介護サービスです。

地域密着型サービス事業者の指定・指導については、介護保険の他のサービスとは異なり、本市が直接行うこととなっており、現在市内には本市が指定した7箇所の事業者が地域密着型サービスを提供しています。

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、「摂津市地域密着型サービス運営委員会」による公平・公正な審査を行い、継続的に良質なサービスを提供する適切な事業者を選定します。

8. 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 適切な要介護認定

要介護認定は、日常生活を送るなかで何らかの介護や支援が必要になった場合、介護や支援を必要とする程度（要介護度）を決定する介護保険サービス利用の入り口です。この要介護認定を公平・公正に行うことが、制度を信頼のあるものにするといえます。

要介護認定には大きく分けて、「訪問調査」「主治医意見書作成」「介護認定審査会」の3つのプロセスがあり、いずれにおいても中立・公正に行われるよう努めます。

① 訪問調査

調査員資格を有する専任の調査員により訪問調査を行うとともに、事務受託法人として大阪府の指定を受けた保健センターが新規申請時の訪問調査を、また市内居宅介護支援事業所が更新申請時の訪問調査を行います。調査員を対象に行う調査員研修を定期的実施するほか、訪問調査への市職員の同行等により、調査の質の向上に努めます。

認知症や障害のある方などの調査をより正確に行うことができるように、訪問調査時には、日頃の状態を把握し、的確に調査員に伝えられるご家族や担当ケアマネジャー、介護職員などの同席を促す取組みを引き続き行います。

また訪問調査時に記載する調査票については、基本調査項目の記載だけでなく、障害等によりコミュニケーションに時間を要する場合や理解が困難な場合、日頃の心身の状態においてより介護に時間を要する場合などには、それを認定調査の特記事項に的確に記載するよう努めます。

② 主治医意見書作成

要介護認定申請者の主治医に対して主治医意見書の作成依頼を行い、医療機関と密接に連絡をとりながら、適切かつ充実した主治医意見書の作成が行われるよう取り組みます。

③ 介護認定審査会

介護認定審査会では、保健・医療・福祉の専門家による合議で、要介護度を審査・判定します。本市では、8つの合議体を設け、各合議体の輪番により概ね月8回の介護認定審査会を開催しています。審査会委員への全体研修や合議体長会議を開催し、また大阪府主催の研修を受講することにより、適切な介護認定審査会の運営に努めます。

介護認定審査会において、訪問調査時の調査票や主治医意見書の記載内容を審査・判定に正しく反映できるように、介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修の充実を図るとともに、引き続き公平・公正な要介護認定を実施するよう取り組みます。

(2) 介護給付適正化のより一層の推進

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにつながります。また、適切な介護サービスの利用は介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に資するものです。

大阪府において平成23年度に策定された「第2期大阪府介護給付適正化計画」をもとに、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」「給付実績の活用」の8事業について目標を定め、その達成に努めます。

① 要介護認定の適正化

介護認定審査会での審査に必要な各資料（基本調査・特記事項・主治医意見書）間の記載内容について点検や関係機関との確認調整を行うことにより、要介護認定の公平・公正性の確立に努めます。

また、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施することにより、要介護認定の適正化を図ります。

② ケアプランの点検

利用者の自由な選択を阻害し、あるいは利用者の自立を阻害するような不適切なケアプラン作成が行われないよう、居宅介護支援事業所を対象にした研修会等を実施することにより、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

また、真に必要なサービスが適切に位置づけられているかを検証し、利用者へのサービス提供が適切になされているかを確認するために、ケアプランの点検を行います。

③ 住宅改修の適正化

利用者の心身の状態を勘案し住宅改修の必要性、妥当性を確認することにより、不適切・不必要な工事を防ぎます。

住宅改修時の事前事後調査については、保健センターに委託し、作業療法士・理学療法士による現地調査を行い、住宅改修が適正に行われるよう確認と助言を行います。

④ 福祉用具購入・貸与調査

利用者の心身の状態からは想定しにくい福祉用具の購入及び貸与が行われていないかを確認することにより、不適切・不必要な利用を防ぎます。

福祉用具については、利用の仕方によっては在宅生活を継続するうえで有効な方法ですが、現状の心身状態からみて過剰となる利用の場合は、逆に身体機能の低下につながります。

特に福祉用具貸与については、大阪府国民健康保険団体連合会や給付適正化システムから提供される情報をもとに、その必要性の確認を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

⑤ 医療情報との突合

医療保険による入院中に介護保険給付が行われていないかなどの整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

⑥ 縦覧点検

複数月の保険請求について算定期間・回数等やサービス内容及び事業所間の整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

⑦ 介護給付費通知

年3回、直近4か月分のサービス利用実績を利用者に郵送で通知します。

利用者から疑義があるサービス利用実績等の連絡を受けた場合は、給付状況等を確認し、事業所への指導を行うことで報酬請求の適正化を図ります。

⑧ 給付実績の活用

大阪府国民健康保険団体連合会から配信される様々な給付実績等の情報を活用することにより、不適切な報酬請求を改めます。

疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

(3) 介護保険事業の評価の推進

介護保険事業の運営状況は、「介護保険事業状況報告」や「介護保険事業計画進捗状況調査」、「介護保険事業分析ソフト」を活用し、利用状況などの把握に努めています。また、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」において、報告・説明を行うほか、運営状況をまとめた小冊子を作成、公表するなど、市民への情報提供に努めます。

今後も介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析するとともに、市民に対する運営状況の情報開示に取り組みます。